

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十条第五号の規定による測量士試験及び同法第五十一条第四号の規定による測量士補試験を次のとおり実施することについて、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成十九年十二月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 試験の日時及び試験地

1 試験の日時

(一) 測量士試験

平成二十年五月十八日（日）

午前十時から午後四時まで

(二) 測量士補試験

平成二十年五月十八日（日）

午後一時三十分から午後四時三十分まで

2 試験地

北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

二 受験手続

1 受験願書受付場所

国土交通省国土地理院総務部総務課（〒三〇五―〇八一 茨城県つくば市北郷一番）

2 受験願書受付期間

平成二十年一月十五日（火）から平成二十年二月二十九日（金）まで（行政機関の休日に関する法律〔昭和六十三年法律第九十一号〕第一条第一項に定める休日を除く。）。

ただし、受験願書を郵送により提出する場合は、平成二十年二月二十九日（金）までの日付の消印があるものに限り受け付ける（後納郵便、別納郵便又は電子申請の場合は、平成二十年二月二十九日〔金〕までに必着とする。）。

3 受験願書用紙等の交付

受験願書用紙及び受験案内は、平成二十年一月十五日（火）から、次の場所において交付する。

(一) 国土交通省国土地理院（〒三〇五―〇八一 茨城県つくば市北郷一番）

(二) 国土交通省国土地理院中国地方測量部（〒七三〇―〇〇二 広島市中区上八丁堀六番三〇号 広島合同庁舎二号館）

(三) 広島県土木部総務管理局土木総務室（〒七三〇―八五一 広島市中区基町一〇番五二号）

(四) 広島県各地域事務所建設局及び支局

(五) 社団法人日本測量協会（〒一一二―〇〇〇二 東京都文京区小石川一丁目三番四号測量会館）

(六) 社団法人日本測量協会中国支部（〒七三〇―〇〇一二 広島市中区上八丁堀七番二七号 八丁堀仁井屋ビル）

郵送により請求する場合は、封筒の表に「願書請求〇部」と朱書し、あて先明記の返信用封筒（角形二号以上）に必要な郵便切手をはったものを必ず同封すること。ただし、広島県土木部総務管理局土木総務室並びに広島県各地域事務所建設局及び支局では、郵送の取扱いはしない。

三 合格者の発表

平成二十年七月十八日（金）

国土交通省国土地理院並びに国土交通省国土地理院各地方測量部及び支所において、合格者の氏名を公告するとともに、受験者全員に試験の結果を通知する。

また、国土地理院のホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。